

令和4年第6回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和4年6月27日（月） 午後3時～午後4時30分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第6回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和4年第6回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	×
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主任

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第6回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、松平委員と庄田委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われまいますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、前回の令和4年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和4年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請3件については、5月23日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請3件については、5月24日付けで石川県知事あてに送付し、6月14日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、6月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、安原地区から1件、浅川地区から1件、浅川地区及び森本地区から1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は豊穂町の案件で、農作業を通しての施設利用者の就労訓練のため、所有権を移転するものです。譲受人は社会福祉法人であり、権利移動の不許可の例外として、農地法施</p>

	<p>行令第2条第1項第1号の規定により、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の業務運営に必要な施設のために使用する場合には、農地の権利取得が認められています。</p> <p>番号2は北袋町、番号3は北森本町及び鈴見町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は3,209 m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
A委員	<p>北森本町の案件は、生産組合長の了解は得ているか。</p>
事務局	<p>生産組合長の同意を得ており、申請書には同意書が添付されています。</p>
太平副会長	<p>ほかに質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、浅川地区から1件の申請がありました。

番号1は、北袋町の案件で、作業場への転用申請です。

農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される作業場であることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに作業場に転用されていたため、始末書が提出されております。

以上、1件で面積は215㎡です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、川北地区から2件の申請がありました。

番号1-1及び1-2は、沖町の案件で、賃借権の設定を伴う送電線鉄塔建設のための工事作業用地、資材置場への転用申請です。

農地の区分は、1-1は農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断され、1-2は北鉄道浅野川線上諸江駅から500m以内であることから第2種農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。

番号2は、北寺町及び東蚊爪町の案件で、賃借権の設定を伴う駐車場及び資材置場への転用申請です。申請地に隣接する医薬品の製造・卸売業者の社屋の建て替え工事に伴い必要となるものです。

	<p>農地の区分は、北寺町の農地は農用地区域内農地であり、東蚊爪町の農地は農地の広がりがあることから第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で面積は15,084㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、米光委員から調査結果をご報告願います。</p>
米光委員	<p>6月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は6ページです。</p>

	<p>今回、小坂地区から1件の申請があり、面積は合計533㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、6月10日に山村委員と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページです。</p> <p>今回、浅川地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、鈴見町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、5月25日、東委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で面積は858㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し</p>

	<p>て、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は8ページ及び9ページです。</p> <p>利用権貸借の機構分について、1件の申し出がありました。賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定で、面積は587㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積は合計838㎡です</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてご説明いたします。議案書は10ページです。</p> <p>この法律は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置するもので、今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、牧山町の案件で、市民農園「しじま みんなの畑 牧山農園」の開設による特定農地貸付けで、面積は合計687㎡です。金沢市と開設者とは貸付協定を締結済みであり、特定農地貸付けの各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおりに承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p>

	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計3,226㎡、第5条が22件で、面積は合計8,817.33㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は21ページから24ページです。</p> <p>届出件数は3件で、面積は合計5,629.00㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたし</p>

	<p>ます。議案書は 25 ページから 29 ページです。</p> <p>権利設定に関しては、川北地区及び森本地区の 1 件のほか、川北地区で 2 件、安原地区で 1 件あり、面積は合計 53,699 m²です。いずれも賃借権の設定であり、契約期間は 10 年です。</p> <p>権利移転に関しては、安原地区で 1 件あり、面積は合計 2,650 m²です。賃借権の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、6 月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、 二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞 様でした。以上で、散会といたします。